

# 税務Q&A



## 相続法改正で 余計に税金を納めさせられる？

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 金谷 比呂史  
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)



当社の創業者である父が、全財産である株式(5,000万)、預金(5,000万)の全てを私に相続させる旨の遺言書を残し、つい先日、死去しました。相続人は、福岡で企業を継いでいる私と、東京に住む弟の2人だけです。その弟から、遺留分として株式が欲しいと言われています。

私としては、まとまった現金が出て行かずに済むのは有難いので、税金が余計にかかるのであれば、全株式のうち4分の1から半分までの適当な割合の株式を弟に渡しても良いと考えています。

この場合、余計に税金がかかるものでしょうか。



民法改正によって、余計に税金がかかるようになってしまいました。

### 1. そもそも遺留分とは？

たとえ全財産をある特定の相続人に相続させる旨の故人の遺言書があったとしても、それ以外の一定の相続人には、遺留分といって、最低限の保証分のような持分的利益が残されています。

貴方の例でいうと、弟さんの遺留分は、遺産総額1億の4分の1である2,500万です。

### 2. 改正前民法では

この遺留分をください、という権利は、従来、遺留分減殺(げんさい)請求権と呼ばれ、全遺産について割合的に請求できるものでした。

つまり、遺産を構成する株式等は、観念的には共有状態に置かれることになり、ただ、遺産を全部相続した相続人等が、共有を望まない場合、遺留分を有する相続人に対し相当額の金銭を支払うことによって、株式等の返還義務を免れることができます。という建付けになっていました。

ご相談の事案が改正前民法下で起きたのであれば、弟さんは、株式、預金につき、各々4分の1(1,250万)ずつ共有持分を有することになります。そうすると、例えば、貴方が、株式4分の1(1,250万)を弟さんに渡しても構わないというのであれば、本来株式で返還すべき分を株式で返還しただけで、各々が、取得分に応じた相続税を支払えば足りました。

### 3. 改正後民法では

ところが、民法改正により、この権利は、遺留分侵害額

請求権と呼ばれるようになり、しかも「金銭の支払を請求することができる」(民法1046条1項)権利になりました。

このため、遺産を構成する株式等は、観念的にすら共有状態に置かれることはなく、遺留分を有する者の権利は、単にお金を幾らください、というものに変わりました。

### 4. ご相談のケースでは

まず、大前提として、遺留分に関する改正は、ある者の相続開始日が令和元年7月1日以後の場合に適用されます。ご尊父が亡くなられたのはつい先日ということですから、改正民法に基づいて遺留分の処理を行うことになります。

改正民法においては、貴方が、当初から株式4分の1を弟さんに渡しても良いと考えたとしても、本来お金で支払うべきものを1,250万相当の物(株式)で支払ったことになります。

そうすると、貴社の株式に含み益が生じている場合、税法上、譲渡所得が発生することになり(所得税基本通達33-1の6)、改正前には納めずに済んだ税金を余計に納めることになってしまいます。

このとおり、遺留分侵害額請求に対して物で払うことは、代物弁済と同じですので、ご相談の事案と異なり、例えば弟さんに遺留分として不動産を渡す場合には、改正前民法において相続登記として受けられていた登録免許税の軽減がなくなる、不動産取得税を納めなければいけなくなる等の新たな税負担が、弟さんにも生じるようになります。

### 5. 思わぬ落とし穴が…

仮に、遺留分4分の1に満たないから、という理由で、貴方が、株式の半分を弟さんに渡そうとするのであれば、税金以前の問題として、止めるよう助言する専門家がほとんどだと思います。

それは描くとしても、これまで見てきたとおり、遺留分として株式4分の1を弟さんに渡す、という同じことをしているにもかかわらず、ある者の死亡が令和元年7月1日の前か後か、といった偶然の出来事によって、従前、納めなくて良かった税金を納めなければならなくなる、という事態は、一般国民にとって理解し難いことです。

しかし、素朴な常識論から理解し難いことが起きるのと、税金や法律の世界です。常識で考えれば大丈夫、と気軽に考えず、何事もお早めに税理士等の専門家にご相談ください。